

草刈り作業の自治会等への業務委託実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域住民が自分たちの住むまちを美しくするために行う草刈り作業を、県と地域住民が対等なパートナーシップを組んで積極的に推進することを目的として、県が管理する道路・河川の草刈りを自治会等に業務委託するため、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要領において、「自治会等」とは、自治会、婦人会、老人会、水利組合、市民団体及びこれに準ずる団体をいう。

(草刈り区域図面の作成)

第3条 建設部長は、毎年度当初、管理上必要な草刈り区域を表示した図面を作成し、自治会等の求めに応じて提示できるようにしておくものとする。

(事業の実施)

第4条 建設部長は、自治会等から草刈り等を行いたい旨の申出があった場合、草刈り予算の執行状況等を勘案して、事業を実施するものとする。

(実施方法)

第5条 草刈りを行おうとする自治会等は、毎年5月末までに様式1による実施申出書を建設部長に届け出るものとする。ただし、建設部長が認めたときは、この期限が過ぎても届け出ることができる。

2 建設部長は、前項の自治会等に草刈りの委託を行うことを決定したときは、様式2により契約書類を送付するとともにその旨を通知するものとする。

3 建設部長は、事業を実施するに当たっては、自治会等と委託契約を締結するものとする。

(契約内容)

第6条 自治会等との委託契約は、河川の草刈りを行う場合、様式3-1及び様式3-2により行うものとする。

2 道路の草刈りを行う場合の委託契約は、様式3-1及び様式3-3により行うものとする。

(実施区域・面積)

第7条 草刈りの実施区域は、第3条の規定による区域のうち、当該自治会等の活動区域及びそれに隣接する区域とし、1事業当たりの実施面積は1,000㎡以上とする。ただし、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第171条第6号に規定する

額（二百万円）を超えないで契約できる面積を限度とする。

（契約額）

第8条 事業ごとの契約額は、別表によるものとし、消費税は算定しないものとする。

（完了届）

第9条 自治会等は、草刈り作業を完了したときは、直ちに様式4による作業完了報告書を提出しなければならない。

（完了検査）

第10条 建設部長は、部内の職員を検査員に任命するものとする。

2 建設部長は、前条の作業完了報告書の提出を受けたときは、10日以内に前項の検査員に検査を実施させるものとし、検査員は、様式5により復命を行うとともに、作業が完了したと認めるときは様式6による作業完了認定書により自治会等に通知しなければならない。

3 検査の基準は別記のとおりとする。

4 検査員は、検査の結果修補が必要と認めるときは、様式7による修補指示書による指示により自治会等に修補の指示を行うものとする。

（支払い）

第11条 建設部長は、前条第2項の規定による通知を受けた自治会等から様式8による請求書の提出を受けたときは、30日以内に委託料を支払わなければならない。

（その他）

第12条 建設部長は、この要領に定めのない事項については、本庁担当課と協議するものとする。

附 則

この要領は、平成17年6月27日から適用する。

この要領は、令和7年4月1日から適用する

別記（第10条関係） 検査基準

	検査項目	基準
	草刈り後の草丈	道路 平均 10 cm程度以下 河川 平均 20 cm程度以下
	実施区域	図面に表示された杭等の範囲内の区域（目視確認）